

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（124）」

2. 日 時：平成29年4月19日 10時00分～12時00分

13時30分～16時00分

3. 場 所：原子力規制庁 13階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント安全向上グループ 課長

他9名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「47 条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

○淡水貯水池に海水が混入した際の対応」について説明すること。

○タイムチャートの通り速やかに操作可能とあるが、何に対して速やかなのかを説明すること。

○吐出圧力の要求値に対し、公称値の妥当性を説明すること。

○今回説明のあった資料の修正・追加等について、平成29年1月31日に提出を受けた『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』及び『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』に対して展開し、随時説明を行うこと。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について